

愛媛県報

発 行 **愛 媛 県**

第328号

令和4年7月29日金曜日 第328号

◇ 目 次 ◇
告 示

告	
落札者等の告示 (3件)	(スマート行政推進課、原子力安全対策課) 658
喀痰吸引等研修の業務の全部の廃止	(長寿介護課)659
保安林予定森林にする旨の通知(2件)	(森林整備課) 659
建設業者の許可の取消し	(東予地方局管理課) 659
開発行為に関する工事の完了	(中予地方局建築指導課) 660
医師の指定	(福祉総合支援センター) 660
指定医師の所在地の変更	(") 661
指定医師の辞退の届出	(") 661
公告	
生産事業者講習会の開催	(森林整備課) 661
水稲栽培総合実証機器の購入	(会計課)661
選挙管理委員会曾	示
愛媛県議会議員及び愛媛県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程の	一部改正(選挙管理委員会) 662
雑報	
環境影響評価書について	(環境政策課) 665

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第811号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。 令和4年7月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

随意契約に係る特定役務 の名称及び数量	契約に関する事務を 担当する機関の名称 及び所在地	随意契約の相手方 を決定した日	随意契約の相手方の氏 名及び住所	随意契約に係る 契約金額	随意契約にした理由
デジタル実装加速化プロジェクト高速無線通信網(Wi-Fi)の基地局整備業務(令和5年3月31日まで)一式	愛媛県企画振興部デジ タル戦略局スマート行 政推進課 愛媛県松山市一番町四 丁目4番地2	令和 4 年 5 月20日	株式会社ウェルソック 東京都千代田区丸の内3 -4-2 新日石ビル5 F	618 ,750 ,000円	地方公共団体の物品等又は特定役 務の調達手続の特例を定める政令 (平成7年政令第372号)第11条 第1項第1号の規定による

○愛媛県告示第812号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和4年7月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

随意契約に係る特定役務 の名称及び数量	契約に関する事務を 担当する機関の名称 及び所在地	随意契約の相手方 を決定した日	随意契約の相手方の氏 名及び住所	随意契約に係る 契約金額	随意契約にした理由
市町業務標準化モデル構築 事業委託業務(令和5年3 月31日まで) 一式	愛媛県企画振興部デジ タル戦略局スマート行 政推進課 愛媛県松山市一番町四 丁目4番地2	令和4年6月3日	株式会社ガバメイツ 愛媛県松山市三番町四丁 目9 - 5	498 &50 ,000円	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成7年政令第372号)第11条 第1項第1号の規定による

○愛媛県告示第813号

次のとおり落札者を決定した。

令和4年7月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

落札に係る特定役務の名称及び数量	契約に関する事務 を担当する機関の 名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を 決定した手続	入札公告日
令和4年度サーベイメータ及びデジタル式警報線量計保守点検業務 一式	愛媛県県民環境部 防災局原子力安全 対策課 愛媛県松山市一番 町四丁目4番地2	令和4年7月19日	株式会社千代田テクノ ル 大阪営業所 大阪府吹田市江坂町二 丁目1番43号	79 200 000円	一般競争入札	令和4年6月7日

○愛媛県告示第814号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)附則第20条の規定により、登録研修機関から次のとおり喀痰吸引等研修の業務の全部を廃止する旨の届出があった。

令和4年7月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

	登録研	修機関	かくたん 喀痰	^{かくたん} 喀痰吸引等研修の業務を行う事業所				· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
名 称 位		住 所	名	称	所	在	地	一 廃止年月日 	廃止に係る喀痰吸引等研修の課程	
ほけんし株	株式会社	東京都台東区上野 3 - 18 - 13 パークリーカ ル上野ビル 6 階	i ほけんし		東京都台 18 - 13 ル上野も	パー	クリーガ	令和4年 7月31日	社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(昭和62年厚生省令第49号)別表第1第1号の基本研修及び同表第2号の実地研修並びに別表第2第1号の基本研修及び同表第2号の実地研修	

○愛媛県告示第815号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法 (昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和4年7月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 保安林予定森林の所在場所 東温市井内字上ゲタ乙160の1から乙160の3まで、乙160の5、 乙160の7、乙160の9
- 2 指定の目的土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所 在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以 上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び東温市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第816号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法 (昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和4年7月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 保安林予定森林の所在場所 東温市河之内字郷ノ助乙1371の1から乙1371の3まで、字古峠
 - 来温巾河之内子卿/助乙13/100 1 から乙13/100 3 まで、子百町 乙1472
- 2 指定の目的土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所 在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以 上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び東温市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第817号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。令和4年7月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可番号	許 可 年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取 消年月日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取消しの原因 となった事実
(特 - 30)第9627号	平成30年 6月18日	アイビー(株)	菊川 誠久	今治市桜井 2 - 1 - 50	令和4年 6月1日	土木工事業管工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 29)第8318号	平成29年 7月9日	片上建設工業㈱	片上 順二	今治市大西町脇甲31 - 1	令和4年 6月1日	土木工事業 建設工事業 とび・土工工事業	建設業の廃止

(般-2)第16830号	令和3年 3月25日	エリアプリッジ㈱	今西	淑裕	西条市大町443 - 12	令和4年 6月6日	土木工事業、建築工事業 大工工事業、土工工事業 とび・工事業と石工事業と石工事業と名工事業を表別である。 タイル・エースを表別である。 国構造物工事業 舗装工事業 しゅんせン工事業 水道施設工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(般-2)第18568号	令和 2 年 12月 1 日	㈱めぐる	太田	初	新居浜市喜光地町1-1 - 3	令和4年 6月7日	土木工事業、石工事業 鋼構造物工事業 舗装工事業 しゅんせつ工事業 水道施設工事業 解体工事業	建設業の廃止 (一部)
(般-3)第62号	令和3年 6月25日	亀田造園	亀田	博明	今治市宮下町2-1-5	令和4年 6月8日	土木工事業 造園工事業	建設業の廃止
(般 - 2)第13632号	令和 2 年 11月27日	四国テクニカルサービス(株)	綾香	博美	西条市安知生180 - 1	令和4年 6月8日	建築工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 2)第15837号	令和 2 年 10月26日	(有)プラスシール	森本	直美	西条市明神木94 - 8	令和4年 6月9日	防水工事業	建設業の廃止
(般 - 29)第13768号	平成29年 7月8日	衛袖山製材所	柚山	英二	新居浜市阿島1-1-61	令和 4 年 6 月16日	建築工事業、大工工事業 屋根工事業 タイル・れんが・プロック 工事業 鋼構造物工事業 内装仕上工事業	建設業の廃止
(般 - 29)第12806号	平成29年 8月26日	(前藤田商店	藤田	祐基	今治市吉海町幸新田461	令和 4 年 6 月24日	建築工事業	建設業の廃止 (一部)
(特-3)第509号	令和 4 年 1 月12日	㈱河上工務店	河上	亮一	今治市南宝来町 3 - 4 - 5	令和 4 年 6 月27日	土木工事業 舗装工事業 水道施設工事業	建設業の廃止 (一部)

○愛媛県告示第818号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。 令和4年7月29日

愛媛県中予地方局長 大 北 秀

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
4 中局建(開)第14号 令和 4 年 7 月20日	東温市田窪字外分1962番、1963番	伊予郡松前町西高柳335番地 1 有限会社アットホーム

○愛媛県告示第819号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定により、次のように医師の指定をした。 令和4年7月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

診断する身体障害の種類	診療科名	病 院 又 は 診療所の名称	医師氏名	同左所在地	指定年月日
肢 体 不 自 由	神経内科	国立大学法人愛媛大 学医学部附属病院	越智智佳子	東温市志津川	令和 4年7月1日
肢 体 不 自 由	神経内科	国立大学法人愛媛大 学医学部附属病院	細川裕子	東温市志津川	令和 4年7月1日
肢体不自由、呼吸器機能障害	小 児 科	国立大学法人愛媛大 学医学部附属病院	丸 山 なつき	東温市志津川	令和 4年7月1日
心臓機能障害	心臓血管外科	国立大学法人愛媛大 学医学部附属病院	福西琢真	東温市志津川	令和 4年7月1日
肢体不自由、心臓・じん臓・呼 吸器機能障害	内 科	長谷川病院	長谷川操	四国中央市金生町下分1249番地の1	令和 4年7月1日
平衡・音声・言語・そしゃく機 能障害	耳鼻咽喉科	国立大学法人愛媛大 学医学部附属病院	渥美潤一	東温市志津川	令和 4年7月1日
心臓機能障害	循環器科	一般財団法人積善会 十全総合病院	檜 垣 彰 典	新居浜市北新町1番5号	令和 4年7月1日

ぼうこう又は直腸・小腸機能障 害	外 科	一般財団法人積善会 十全総合病院	北川一智	新居浜市北新町1番5号	令和 4年7月1日
肢体不自由、心臓・じん臓・呼 吸器・小腸機能障害	内 科	松野町国民健康保険 中央診療所	田中徹也	 北宇和郡松野町大字延野々1406番地第4 	令和 4年7月1日

○愛媛県告示第820号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定により指定した医師が、次のように所在地を変更した。 令和4年7月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

				旧 所	在 地	新 所	在地	変更
	百三	币氏	名	病院又は診療所の名称	同左所在地	病院又は診療所の名称	同左所在地	年月日
扂	7 本	× 裕	介	松野町国民健康保険中央診療 所	北宇和郡松野町大字延野々14 06番地第 4	愛南町国保一本松病院附属内 海診療所	南宇和郡愛南町柏434番地 1	令和3年 3月31日
野	間	章	裕	松野町国民健康保険中央診療 所	北宇和郡松野町大字延野々14 06番地第 4	愛媛県立南宇和病院	南宇和郡愛南町城辺甲2433番 地 1	令和4年 3月31日
河	野	予 康	平	市立宇和島病院	宇和島市御殿町1番1号	国立大学法人愛媛大学医学部 附属病院	東温市志津川	令和4年 4月1日
村	† <u>+</u>	=	聡	西予市立野村病院	西予市野村町野村 9 号53番地	大 洲 記 念 病 院	大洲市徳森1512番地 1	平成27年 4月1日

○愛媛県告示第821号

身体障害者福祉法施行令(昭和25年政令第78号)第3条第2項の規定により、次のように指定医師の辞退の届出があった。 令和4年7月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

診断した身体障害の種類	診療科名	病 院 又 は 診療所の名称	医師氏名	同左所在地	届出年月日
肢体不自由、心臓・じん臓・呼 吸器機能障害	内科	松野町国民健康保険 中央診療所	岡本憲省	北宇和郡松野町大字延野々1406番地第4	令和 4年6月9日
肢体不自由、心臓・じん臓・呼 吸器・小腸機能障害	内 科	松野町国民健康保険 中央診療所	角藤裕	北宇和郡松野町大字延野々1406番地第4	令和 4年6月9日
肢体不自由、心臓・じん臓・呼 吸器・小腸機能障害	内 科	松野町国民健康保険 中央診療所	渡部洋輔	北宇和郡松野町大字延野々1406番地第4	令和 4年6月9日
肢体不自由、心臓・小腸機能障 害	内科・小児科	松野町国民健康保険 中央診療所	越 智 雅 典	北宇和郡松野町大字延野々1406番地第4	令和 4年6月9日

公 告

○公 告

生産事業者講習会の開催について

林業種苗法(昭和45年法律第89号)第11条第1項の規定に基づき、 生産事業者講習会を次のとおり行う。

令和4年7月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 開催の日時
 - 令和4年9月8日(木)9時
- 2 開催の場所

上浮穴郡久万高原町菅生

愛媛県農林水産研究所 林業研究センター本館会議室

3 受講申込期限

令和4年9月5日(月)まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印があるものは、受け付ける。

4 受講申込書の請求先及び提出先

住所を所管する地方局森林林業課、支局森林林業課、肱川流域 林業振興課若しくは農林水産部森林局森林整備課

〇公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和4年7月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 入札に付する事項
- (1) 件名

水稲栽培総合実証機器の購入

(2) 購入物品名及び数量

水稲栽培総合実証機器 一式

(使用に当たり必要な運搬、搬入、設置、調整、説明等一式を含む。)

- (3) 購入物品の内容等 入札説明書等による。
- (4) 納入期限

令和5年2月28日(火)

(5) 納入場所

農林水産研究所(松山市上難波甲311番地)

- (6) 入札方法
 - ア 入札は、原則として愛媛県電子入札システムを利用して行うこととするが、愛媛県電子入札システムの利用者登録を行っていない入札参加資格者が応札する場合には、紙入札を行うことができる。
 - イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和2年度から令和4年度までの製造の請 負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業 者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 納入期間中に適正かつ確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 4の(3)に掲げる提出期限の日から落札者の決定の日までの間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (4) 修理、点検、保守その他アフターサービスを長期にわたり円滑に実施できる者であること。
- (5) 緊急時に速やかに対応できるものであること。
- 3 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場 所及び問合せ先

愛媛県出納局会計課用品調達係

〒790 8570 愛媛県松山市一番町四丁目 4番地 2 電話 (089)912 2156

(2) 入札書の受領期限

令和4年9月12日(月)午前9時から同月13日(火)午前9時59分まで

- (3) 入札説明書の交付方法
 - (1)に掲げる場所で交付する。
- (4) 開札の日時及び場所

令和4年9月13日(火)午前10時00分

愛媛県庁本館1階会議室(都合により変更する場合あり)

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金

愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から 第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した 物品を納入できることを証明する書類等を、入札説明書等に基 づき次の期限までに提出しなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合 は、これに応じなければならない。

提出期限:令和4年9月6日(火)午後5時

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に 求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効 とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

ア 契約保証金

愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第152条から第154条までの規定による。

イ 入札書の提出方法

電子入札による場合は、電子入札システムにより入札金額 及び電子くじ入力番号を入力のうえ、提出すること。

紙入札による場合は、入札書を直接または郵便(書留郵便に限る。)により提出すること。

- ウ 詳細は、入札説明書による。
- 5 Summary
- (1) Nature and quantity of the product to be purchased: Rice transplanter , Combine , Tractor , 1 set .
- (2) Time limit of tender: 9:59 a.m., 13 September 2022
- (3) For further information, please contact: Supplies Procurement Section, Accounting Division, Treasury Bureau, Ehime Prefectural Government, 4, 4, 2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790, 8570 Japan

TEL 089 912 2156

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第56号

愛媛県議会議員及び愛媛県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程(平成6年10月愛媛県選挙管理委員会告示第25号)の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

令和4年7月29日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚岩 男

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後

第4号様式(選挙運動用自動車使用証明書の様式)(第4条関係) その1

省略

省略

備老

1~3 省略

- 4 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車 1 台につき 1 日 当たり次の金額までです。
- (1) 省略
- (2) (1)以外の場合

16 ,100円

5~7 省略

その2 省略

その3 省略

第5号様式(ビラ作成証明書の様式)(第4条関係)

省略

省略

備考

1~3 省略

- 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
- (1) 省略
- (2) 限度額
 - ア 確認された作成枚数が50,000枚以下の場合 7円73銭(単価)×当該作成枚数=限度額
 - イ 確認された作成枚数が50,000枚を超える場合 386,500円 + 5円18銭×(当該作成枚数 - 50,000)

当該作成枚数

= 単価……1 銭未満の端数は切上げ 単価×当該作成枚数 = 限度額

第6号様式(ポスター作成証明書の様式)(第4条関係)

省略

省略

備考

- 1~3 省略
- 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
- (1) 省略
- (2) 限度額
 - ア 当該選挙区(当該選挙が行われる区域)におけるポスター掲示場数が500以下の場合

316 ,250円 + 541円31銭×ポスター掲示場数

ポスター掲示場数

= 単価… 1 円未満の端数は切上げ

単価×確認された作成枚数 = 限度額

イ 当該選挙区(当該選挙が行われる区域)におけるポスター掲示場数が500を超える場合

586,905円 + 28円35銭×(ポスター掲示場数 - 500)

ポスター掲示場数

改 正 前

第4号様式(選挙運動用自動車使用証明書の様式)(第4条関係) その1

省略

省略

備老

- 1~3 省略
- 4 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日 当たり次の金額までです。
- (1) 省略

(2) (1)以外の場合

15 ,800円

5~7 省略

その2 省略

その3 省略

第5号様式(ビラ作成証明書の様式)(第4条関係)

省略

省略

備考

- 1~3 省略
- 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
 - (1) 省略
 - (2) 限度額
 - ア 確認された作成枚数が50,000枚以下の場合 7円51銭(単価)×当該作成枚数=限度額
 - イ 確認された作成枚数が50,000枚を超える場合 375,500円 + 5 円 2 銭×(当該作成枚数 - 50,000)

当該作成枚数

= 単価……1銭未満の端数は切上げ

単価×当該作成枚数=限度額

第6号様式(ポスター作成証明書の様式)(第4条関係)

省略

省略

備考

- 1~3 省略
- 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
 - (1) 省略
- (2) 限度額
 - ア 当該選挙区(当該選挙が行われる区域)におけるポスター掲示場数が500以下の場合

310 ,500円 + 525円 6 銭 x ポスター掲示場数 ポスター掲示場数

= 単価…1円未満の端数は切上げ

単価×確認された作成枚数=限度額

イ 当該選挙区(当該選挙が行われる区域)におけるポ

スター掲示場数が500を超える場合

573,030円 + 27円50銭×(ポスター掲示場数 - 500)

ポスター掲示場数

= 単価…1円未満の端数は切上げ 単価×確認された作成枚数 = 限度額

第7号様式(請求書の様式)(第5条関係)

その1 省略

(別紙)その1 省略

その2

請求内訳書(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者 との契約により自動車を使用した場合)

(1) 自動車の借入れ

省略											
年	月	日	,		台)=	円	円 16 ,100 ×(台	円	円	
~~~~	····	~~~	~~	~~~		~~~	10 ,100 ×(	·····			
			1~~				~~~~~~	~~~	~~~	·····	~~~
左	В	_		円	台	円	円	台	円		~~~
年	月	日	(		台 )=	円	円 16 ,100×(		円	円	

備考 省略

(2) • (3) 省略

その2 省略

(別紙)

請求内訳書

#### 省略

#### 備考

- 1 D欄には、次により算出した額を記載してください。
- (1) 確認書により確認された作成枚数が50,000枚以下の場

7 円73銭

(2) 確認書により確認された作成枚数が50,000枚を超える

386 ,500円 + 5 円18銭 × (当該作成枚数 - 50 ,000)

当該作成枚数

......1銭未満の端数は切上げ

2~4 省略

その3 省略

(別紙)

請求内訳書

# 省略 備考

- 2 D欄には、次により算出した額を記載してください。
  - (1) 当該選挙区(当該選挙が行われる区域)におけるポス ター掲示場数が500以下の場合

316,250円 + 541円31銭×ポスター掲示場数

ポスター掲示場数

... 1 円未満の端数は切上げ

(2) 当該選挙区(当該選挙が行われる区域)におけるポス ター掲示場数が500を超える場合

586,905円 + 28円35銭 × (ポスター掲示場数 - 500)

ポスター掲示場数

... 1 円未満の端数は切上げ

3~5 省略

= 単価…1円未満の端数は切上げ

単価×確認された作成枚数=限度額

第7号様式(請求書の様式)(第5条関係)

その1 省略

(別紙)その1 省略

その2

請求内訳書(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者 との契約により自動車を使用した場合)

(1) 自動車の借入れ

省略											
年	月	日		円	台	円	円	台	円	円	
			(	)x(	)=		15 800 ×(	)=			
~~~~	~~~		l							l	
~~~~	~~~	~~~	^~^	~~~~	~~~~	~~~		~~~~	~~~	·····	~~~~
~~~~				円	台	円	円	台	円		
年	月	日	(-	台)=	円	円 <u>15 ,800</u> ×(円	円	

1 1 1 1

備考 省略

(2) • (3) 省略 その2 省略

(別紙)

請求内訳書

省略

- 1 D欄には、次により算出した額を記載してください。
 - (1) 確認書により確認された作成枚数が50,000枚以下の場

7 円51銭

(2) 確認書により確認された作成枚数が50,000枚を超える

375 ,500円 + 5 円 2 銭 × (当該作成枚数 - 50 ,000)

当該作成枚数

......1銭未満の端数は切上げ

2~4 省略

その3 省略

(別紙)

請求内訳書

備考

- 2 D欄には、次により算出した額を記載してください。
- (1) 当該選挙区(当該選挙が行われる区域)におけるポス ター掲示場数が500以下の場合

310 ,500円 + 525円 6 銭×ポスター掲示場数

ポスター掲示場数

- ... 1 円未満の端数は切上げ
- (2) 当該選挙区(当該選挙が行われる区域)におけるポス ター掲示場数が500を超える場合

573 ,030円 + 27円50銭 × (ポスター掲示場数 - 500)

ポスター掲示場数

... 1 円未満の端数は切上げ

3~5 省略

雑 報

〇公 告

環境影響評価書について

環境影響評価法(平成9年6月13日法律第81号)第21条第2項の 規定により、次の対象事業について環境影響評価書(以下「評価書」 という。)を作成したので、同法第27条及び電気事業法(昭和39年 7月11日法律第170号)第46条の19の規定により、次のとおり公告 する。

令和4年7月29日

模川正木ウィンドファーム合同会社 代表社員 株式会社GF 職務執行者

藤 崎 耕 治

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- (1) 事業者の名称 槇川正木ウィンドファーム合同会社
- (2) 代表者の氏名 代表社員 株式会社GF 職務執行者 藤崎 耕治
- (3) 主たる事務所の所在地 愛媛県宇和島市天神町8番地23
- 2 対象事業の名称、種類及び規模
- (1) 名 称 槇川正木ウィンドファーム
- (2) 種 類 風力発電所の設置の工事の事業(陸上)
- (3) 規模 総出力 25,000キロワット
- 3 対象事業が実施されるべき区域 愛媛県宇和島市津島町槇川、愛媛県南宇和郡愛南町正木
- 4 関係地域の範囲 愛媛県宇和島市、愛媛県南宇和郡愛南町
- 5 評価書等の縦覧の場所、期間及び時間
- (1) 縦覧の場所

愛媛県庁環境政策課(愛媛県松山市一番町四丁目2番(NT T愛媛ビル2棟4階))

宇和島市役所生活環境課(愛媛県宇和島市曙町1番地) 宇和島市役所津島支所(愛媛県宇和島市津島町岩松甲471番地)

愛南町役場環境衛生課(愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲2420番地)

愛南町役場一本松支所(愛媛県南宇和郡愛南町一本松3535番地)

(2) 縦覧の期間

令和4年7月29日(金)から令和4年9月5日(月)まで (土曜日、日曜日及び「国民の祝日に関する法律」に規定する 休日並びに閉庁日は除く。)

(3) 縦覧の時間

午前8時30分から午後5時15分まで(開庁時間に準ずる。)

令和 4 年 7 月29日 発行 665